

柏原市ふるさと納税事業支援業務公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、柏原市ふるさと納税事業支援業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 目的

本市が実施するふるさと納税事業について、寄附の受付業務、返礼品の発注・配送管理、新たな返礼品の提案及び情報発信等を民間事業者へ委託することにより、更なる寄附金の増加並びに市の魅力発信や地域の活性化及び事務の効率化を図るため、業務委託を行うもの。

2 業務概要

(1) 業務名

柏原市ふるさと納税事業支援業務

(2) 業務内容

別紙「柏原市ふるさと納税事業支援業務公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和8年8月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

(4) 寄附受付開始日

令和8年9月1日

※令和8年9月1日から寄附受付が開始できるよう、契約締結後速やかに必要な準備を始めること。

(5) 見積上限

①業務委託料

寄附金額の6.0%（消費税及び地方消費税を含む。）

②お礼状、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書、返信用封筒等の寄附者に対する書類の作成及び郵送料

1件あたり220円（消費税及び地方消費税を含む。）

※①及び②に以下の費用は含まない。

- ・本市が契約している寄附受付ポータルサイトの利用に係る手数料
- ・クレジットカード決済等の決済手数料
- ・返礼品及び返礼品送付に関する費用
- ・ワンストップオンライン申請に係るシステム等利用料

3 担当部署

柏原市 政策推進部 企画調整課

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

電話 072-971-1000 FAX 072-971-5089

メールアドレス kikaku@city.kashiwara.lg.jp

4 選択方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単独法人または複数法人による共同企業体とする。

(1) 単独法人

次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成 31 年 3 月 29 日制定）に基づく指名停止業者又は指名回避業者でないこと。
- ③柏原市暴力団排除条例（平成 25 年柏原市条例第 27 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団同条第 7 号に規定する暴力団員又は同条第 8 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けた者を除く。
- ⑤個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（（一財）日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じていること。
- ⑥国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦他自治体で本業務と同種の受注実績が 1 件以上あり、これを誠実に履行した実績があること。

(2) 複数法人による共同企業体

次に掲げる要件の全てを満たす、複数法人による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。なお、共同企業体を構成する者の呼称は、「代表事業者」と「構成員」とする。

- ①代表事業者及び構成員の全てが前項(1)①～⑥の要件を全て満たしていること。
- ②代表事業者または構成員のうち少なくとも 1 者が前項(1)⑦の要件を満たしていること。
- ③代表事業者が本業務全体の進行管理及び統括を担う能力を有すること。

【留意事項】

※共同企業体の構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

※代表事業者及び構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情で構成員に変更が生じる場合には、事前に本市の許諾を得ること。

※契約の締結にあたっては、構成員すべてを契約当事者とする。申請後の連絡及び選定後の協議は代表事業者を中心に行うが、契約に関する責任は構成員すべてが負うものとする。

6 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。なお、期限までに参加申込書を提出しない者、又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ただし、本市の指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、⑤～⑧の書類は省略することができることとする。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②会社概要（様式2）

※提案者の企業内容について記載すること。

※会社パンフレット等を添付すること。

③配置予定従事者調書（様式3）

※共同企業体の場合、全体の体制図についても提出すること。（任意様式）

④業務実績調書（様式4）

※同種の業務実績について記載すること。

なお、寄附金受領証明書の発行、発送代行のみなど、業務全体を受けているとは言えないものは同種の業務として取り扱わない。

⑤印鑑登録証明書の写し（参加申込書等に押印する実印の証明書で発行後3箇月以内のもの）

⑥履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法務局で発行する法人の証明書で発行後3箇月以内のもの）

⑦完納証明書又は法人住民税納税証明書の写し

※柏原市で課税がある場合は柏原市納税課が発行する完納証明書

※柏原市で課税がない場合は本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人住民税納税証明書（ただし、本店所在地が東京23区内の場合は都税事務所が発行する法人住民税納税証明書）。

※いずれも発行後3箇月以内のもの。

⑧法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し（発行後3箇月以内のもの）

【共同企業体で申請する場合】

- ・①については代表事業者のみ提出。
- ・④について実績がない場合は、「なし」と記載して提出すること。
- ・代表事業者及び構成員すべての②～⑧の書類に加えて、以下⑨～⑪の書類を提出。

⑨団体一覧表（様式5）

⑩申請手続き等に関する委任状（様式6）

⑪柏原市ふるさと納税事業支援業務委託に関する共同企業体協定書（様式7）

(2) 提出期間

柏原市役所閉庁日を除く、令和 8 年 4 月 21 日(火)から令和 8 年 5 月 18 日(月)まで
※受付時間は 9 時から 16 時 30 分までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。

令和 8 年 5 月 18 日(月) 16 時 30 分までに必着とする。

(4) 提出先

前記 3 の担当部署

(5) 提出部数

①正本 1 部（代表者印押印のもの）

②副本 7 部（正本の写し）

(6) 参加資格審査

本実施要領に基づき資格審査を行い、審査結果は令和 8 年 5 月 21 日（木）に参加申込書に記載された電子メールアドレスへ「参加資格審査結果通知書」を通知する。

7 実施スケジュール

期 日 等	項 目
令和 8 年 4 月 21 日（火）	公告（公募開始）及び質問受付開始
令和 8 年 5 月 11 日（月）	質問受付終了
令和 8 年 5 月 13 日（水）	質問回答（最終更新）
令和 8 年 5 月 18 日（月）	参加申込の受付締切
令和 8 年 5 月 21 日（木）	参加資格審査の結果通知
令和 8 年 5 月 22 日（金）	提案書受付開始
令和 8 年 5 月 28 日（木）	提案書受付終了
令和 8 年 6 月 5 日（金）	審査（プレゼンテーション審査）
令和 8 年 6 月 10 日（水）	結果通知
令和 8 年 6 月下旬	契約締結

※スケジュールは予定であるため、変更する場合がある。

8 質問及び回答

本要領の内容等に関する質問の受付を行う。

(1) 質問受付期間

令和 8 年 5 月 11 日（月）16 時 30 分まで

(2) 質問方法

質問書（様式 8）を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

参加申込に関する質問：（柏原市ふるさと納税事業支援業務）参加申込に関する質問

企画提案に関する質問：（柏原市ふるさと納税事業支援業務）企画提案に関する質問

(3) 質問先

前記3の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

(4) 回答方法

令和8年5月13日(水)17時15分までに、本市ウェブサイトにて全ての質問に対する回答を公開する。

※参加者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

9 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は次により企画提案の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書表紙(様式9)

②企画提案書(任意様式。用紙サイズは原則A4サイズとする。)

仕様書の業務内容等を踏まえ、具体的な手法等を記載すること。なお、以下の(ア)~(エ)の内容を必ず含むこと。

(ア) 本業務の業務実施体制

(イ) 寄附額の受入拡大についての実績や提案

(ウ) 返礼品提供事業者の開拓及び新規返礼品の開発に関する提案

(エ) 業務の効率化及び事務の負担軽減に関する提案

③業務工程計画書(様式10)

工程を具体的かつ詳細に記載すること。

④参考見積書(様式11)

(2) 提出期間

柏原市役所閉庁日を除く、令和8年5月22日(金)から令和8年5月28日(木)まで

※受付時間は9時から16時30分までとする。

※時間厳守すること。

(3) 提出方法

持参または郵送(書留郵便)とする。

令和8年5月28日(木)16時30分までに必着とする。

(4) 提出先

前記3の担当部署

(5) 提出部数

①正本1部(代表者印押印のもの)

②副本7部(正本の写し)

10 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡の上、辞退届（様式 12）の正本 1 部を前記 3 の担当部署へ持参または郵送（書留郵便）により提出すること。

11 提案書等の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査は、柏原市ふるさと納税事業支援業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において別表「柏原市ふるさと納税事業支援業務公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づき行う。提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査した結果、最高点を得た者を契約の相手方の候補者として決定する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の 6 割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

※最高点の者が 2 者以上となった場合は、審査基準の「提案内容」の合計点が最も高い者を候補者とする。「提案内容」の点数も同じ場合は、委員会の委員の協議により決定するものとする。

(2) 1 者提案

提案者が 1 者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、審査評価点の満点の 6 割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(3) プレゼンテーション審査

全提案者に対し、提案内容のプレゼンテーション審査を実施し、提案書とプレゼンテーションの内容を合せて審査を行う。

①実施日時

令和 8 年 6 月 5 日（金）

※実施時間等の詳細については、参加資格審査結果通知書にて通知する。

なお、通知を受け取り後、必ず受領確認の電子メールを返信すること。

②実施方法

一提案者のプレゼンテーションの持ち時間は、提案 20 分、質疑応答 10 分、計 30 分とする。提出した提案書の内容をもとに説明すること。新たな資料の配付は認めない。なお、出席者には候補者となった場合に予定している実務担当者を含むこと。

プレゼンテーションでは、大型モニターを使用し、企画提案書を投影して説明を行うことができることとする。ただし、大型モニター及び HDMI ケーブルは本市で準備するが、パソコン等は提案者が用意すること。

③審査基準

「審査基準」のとおりとする。

④結果通知

令和 8 年 6 月 10 日（水）に審査を実施した全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で審査結果通知書による通知を行う。

⑤審査結果の公表

前記④と同時に、本市 Web サイト及び情報公開コーナーにおいて、参加申込者数、企画提案者数及び候補者名を公表する。

また、候補者と契約締結後、同様に全提案事業者の名称、評価点を公表する。なお、契約締結者以外の提案事業者名と評価点等の対応関係は明らかにしない。

また、提案事業者が2 者の場合、評価点等の公表は契約締結者のみとする。

1 2 その他の留意事項

- (1) 提案者からの提案は1 案とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象から除外する。）とする。
 - ①前記5の参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ②本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
 - ③提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - ④必要な提出書類が揃っていない場合
 - ⑤必要事項の未記入及び押印漏れがある場合
 - ⑥提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ⑦見積上限を超えている場合
 - ⑧その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合
 - ⑨本プロポーザルに関して、選定委員へ直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ⑩他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - ⑪選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ⑫その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため詳細な仕様については、候補者選定後に企画提案書を元に本市と候補者が協議を行った上で契約を締結し、定めるものとする。
- (8) 市は提出された企画提案書等について、柏原市情報公開条例（平成12年10月6日条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。
- (9) 審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。

【参 考】

(1) 過去4年間の寄附実績

期間	件数	寄附額
R4. 4. 1～R5. 3. 31	1,793 件	398,869,000 円
R5. 4. 1～R6. 3. 31	1,959 件	260,128,000 円
R6. 5. 1～R7. 3. 31	3,239 件	239,736,000 円
R7. 4. 1～R8. 3. 31	1,798 件	214,870,000 円

※上記表には、当該業務対象外の寄附（さとふるに関する寄附、ポータルサイトを介さない寄附）は含まない。

(2) (1)の寄附金額割合

サイト名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ふるさとチョイス	17%	17%	20%	20%
楽天ふるさと納税	31%	33%	36%	35%
ふるなび	52%	50%	39%	36%
JAL ふるさと納税	-	-	5%	5%
ANA のふるさと納税	-	-	1%	2%
Amazonふるさと納税	-	-	-	2%

※ふるさとチョイスについてはパートナーサイトを介した寄附を含む。

(3) 登録返礼品、登録事業者数（令和7年度末時点）

登録返礼品数	登録事業者数
約 280 品	約 50 社

※期間限定品など掲載していない返礼品も含む。